

第3 入札参加資格審査申請を受け付けけない者

1 共通事項

次の項目に該当する者については、入札参加資格審査申請を受け付けません。

なお、電子申請後、審査において、これらの項目に該当することが判明した場合は、電子申請の受付取消しを行います。

(1) 兵庫県の入札参加資格制限基準に該当する者

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ④ 次のいずれかに該当すると認められる者で、入札参加の資格制限を受けその期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の履行確保のための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - カ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(2) 入札参加資格審査申請書その他の提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けていない者

(4) 建設業法による有効な総合評定値通知書を有していない者

基準受付期間中に提出する総合評定値通知書は、申請日時時点で審査基準日（決算日）から1年7か月以内のものでなければ有効ではありません。

(5) 所定の提出書類を提出しない者

(6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）、消費税及び地方消費税（延滞税等の附帯税を含む。）を滞納している者

（注）次の場合（地方税法又は国税徴収法に基づく換価の猶予を受けている場合及び納付受託中の未納額がある場合を除く。）は、入札参加資格審査申請を受け付けます。

- ① 災害等により地方税法又は国税通則法の規定に基づき徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合
- ② 不動産取得税又は軽油引取税の法定徴収猶予を受けている場合

(7) 入札参加資格審査申請時に提出する総合評定値通知書において、「その他の審査項目（社会性等）の欄」の、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」のいずれか1つでも「無」となっている者

2 入札参加を希望する工種ごとの個別事項

次の項目に該当する場合は、その該当の工種について、入札参加の希望ができません。

(1) 建設業法による建設業の許可に関する事項

営業所調書に記載する本社及び営業所のうち、いずれか1箇所でも入札参加を希望する工種に対応する建設業法による建設業の許可がない営業所等がある場合

（例）アスファルト舗装工事を希望する場合には、営業所1に記載する〇〇支店も、営業所2に記載する△△支店も舗装工事業の許可を取得していることが必要です。

(2) 総合評定値通知書に関する事項

申請を希望する工種に対応する総合評定値通知書の平均工事高が0円の場合

(注) 申請を希望する工種が、①「PC橋梁（上部）工事」の場合は総合評定値通知書の「プレストレストコンクリート構造物」、②「鋼橋梁（上部）工事」の場合は同通知書の「鋼橋上部」それぞれの平均完成工事高を指します。

(3) 申請工種による個別事項

① 港湾土木工事、しゅんせつ工事

「入札参加を希望する場合に必要な船舶」として指定する船舶（以下「必要船舶」という。）について、次に掲げる場合に該当しない者

ア 必要船舶を所有している場合

イ 必要船舶について、継続的な傭船契約を締結し、かつ、当該契約の期間が登載しようとする入札参加資格の有効期間を含む場合

ウ 必要船舶について、継続的な傭船契約を締結し、当該契約の期間が登載しようとする入札参加資格の有効期間を含まないが、当該契約書に自動更新条項があり、かつ、別途誓約書（兵庫県様式⑩）（P94）を添付する場合

【早見表（入札参加希望の登載の可否）】

区分	必要船舶の所有の有無		継続的な傭船契約の有無	
	有 (アに該当)	無	有	無
			名簿の有効期間 含まない	
			自動更新条項+誓約書 有(ウに該当) 無	
港湾土木工事、しゅんせつ工事 への登載の可否	○	×	○	×

② アスファルト舗装工事

工事に必要な機器（マカダムローラー、タイヤローラー及びフィニッシャー。以下「必要機器」という。）について、次に掲げる場合に該当しない者

ア 必要機器を1台以上所有している場合

イ 必要機器について、継続的なリース契約を締結し、かつ、当該契約の期間が登載しようとする入札参加資格の有効期間を含む場合

ウ 必要機器について、継続的なリース契約を締結し、当該契約の期間が登載しようとする入札参加資格の有効期間を含まないが、当該契約書に自動更新条項があり、かつ、別途誓約書（兵庫県様式⑩）（P94）を添付する場合

【早見表（入札参加希望の掲載の可否）】

区分	必要機器の所有の有無		継続的なリース契約の有無	
	有 (アに該当)	無	有	
			名簿の有効期間	
			含む (イに該当)	含まない
自動更新条項+誓約書				
		有(ウに該当)	無	
アスファルト舗装工事への掲載の可否	○	×	○	×

③ PC橋梁（上部）工事のうち「プレテンション工事」及び「プレビーム工事」、鋼橋梁（上部）工事並びに機械器具製作据付工事

各工事に係る自社工場、関連会社の工場又は業務提携をしている工場（以下「自社工場等」という。）のいずれも有しない場合。

（注）自社工場を有していない場合は、関連会社（議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している株式会社又は有限会社をいう。）の工場又は工場を有する者との業務提携を確認できる資料を提出した場合に限り受け付けます。

④ さく井工事、ボーリング・グラウト工事、吹付工事、区画線及び道路標示工事

工事に必要な機器を所有していない場合

⑤ 浄化槽工事

浄化槽法に基づく工事業者の兵庫県知事への届出（所管：環境部 環境整備課 資源循環班）がなされていない者

詳しくは、「第5の2の（4）業態調書 希望する工事の内容及び機器等の状況調べ」（P60～P67）を参照してください。